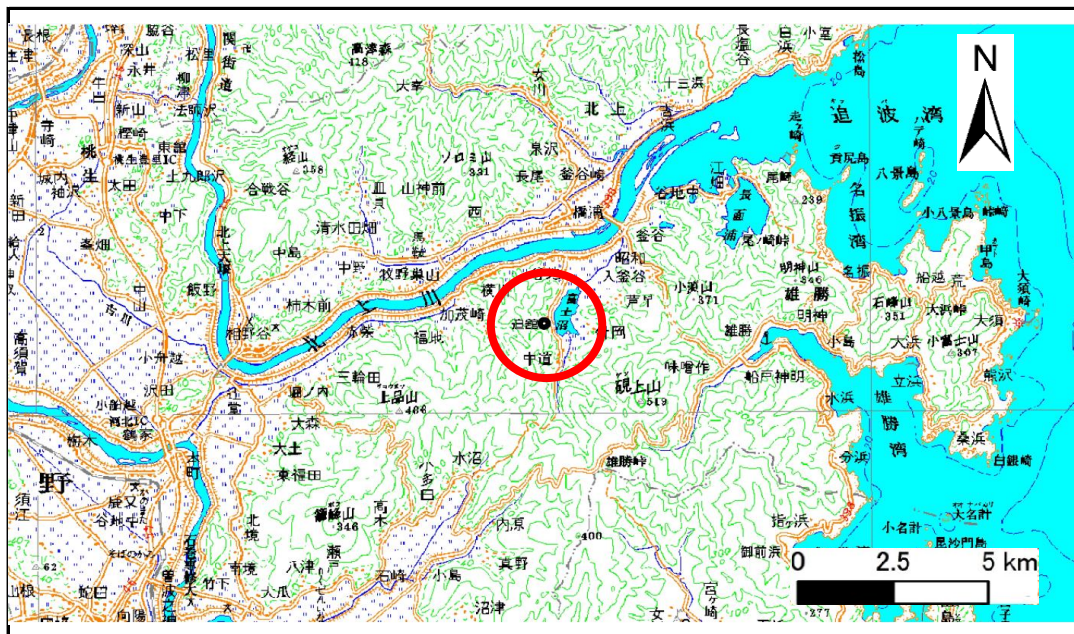


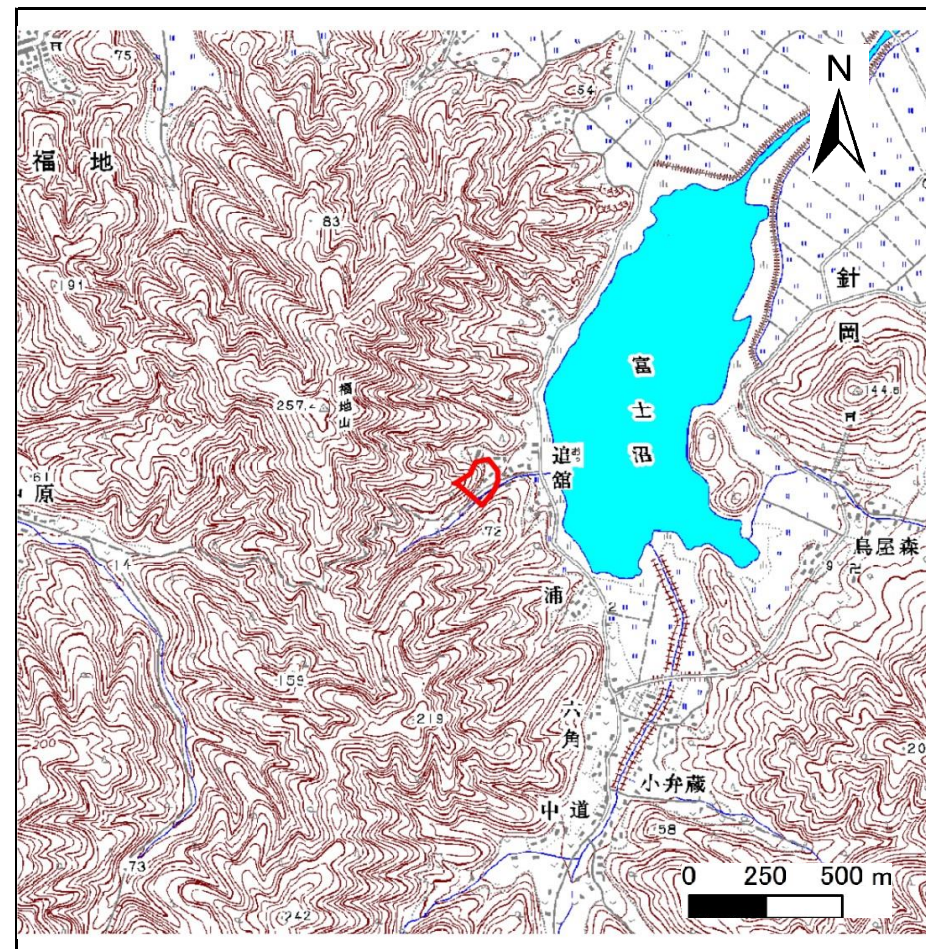
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-2037(1321002037)
箇所名	追館の2
所在地	石巻市針岡字追館
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 1/25,000

宮城県

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1237号)

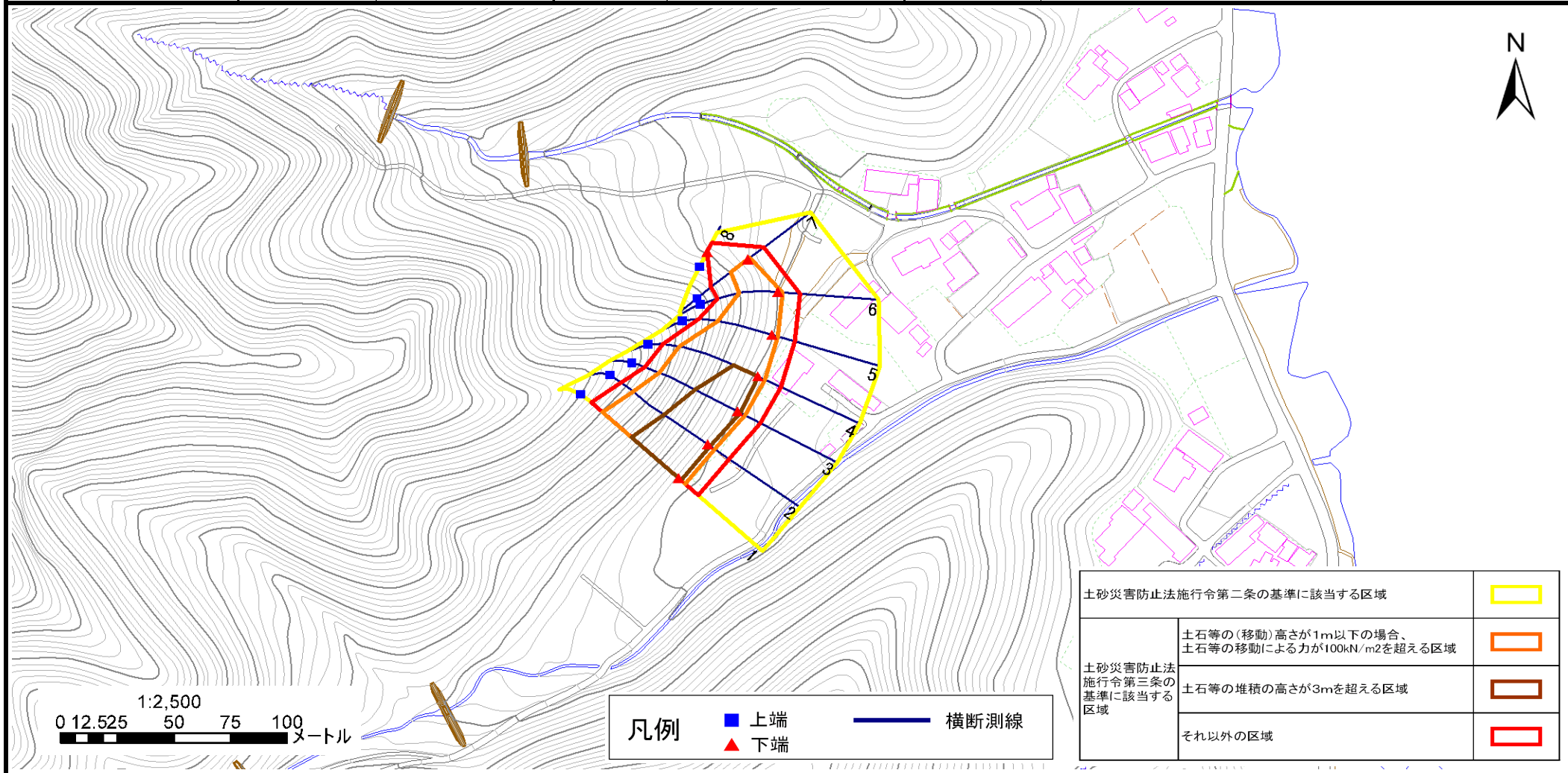
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-2037(1321002037)	箇所名	追館の2	所在地	石巻市針岡字追館
---------	------	----------------------	-----	------	-----	----------



土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	■
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	■
	■
それ以外の区域	■

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

1:2,500
0 12.5 25 50 75 100メートル

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2037(1321002037)	箇所名	追館の2	所在地	石巻市針岡字追館											
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	163.6	1.0	100.0	1.0	19.0	3.8	15.2	3.0	~								
2 ~ 3	162.4	1.0	100.0	1.0	19.0	3.8	15.2	3.0	~								
3 ~ 4	161.2	1.0	100.0	1.0	18.9	3.7	15.2	3.0	~								
4 ~ 5	156.8	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
5 ~ 6	142.5	1.0	100.0	1.0	-	-	14.5	2.9	~								
6 ~ 7	130.2	1.0	100.0	1.0	-	-	12.6	2.5	~								
7 ~ 8	-	-	100.0	1.0	-	-	10.7	2.1	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								